公

告

目

次

号外第四号

令和五年

(月曜日) 二月六日

○右 ○右 同...... 同 同 同 同 (商工政策課) … 一 同同 同 同 同 同 同 同 : = : = :

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和五年二月六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事 三 村 申

吾

3 時間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

意見書の提出

六

提出期限

弘前市大字早稲田四丁目五の一外 洋服の青山ダイソー&アオヤマ一○○円プラザ弘前店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東京都千代田区丸の内一丁目五の一 三菱HCキャピタル株式会社

柳井隆博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 畑山房則 代表取締役 宮前俊光三八三八 三八 三八 三八 三八 三八 上	代表取締役 青山理 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし	変 更 前 変 更 後
一一年和三宝		年変 月 日更

兀 届出年月日

令和四年十二月二十三日

五. 届出書の縦覧

場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2

期間

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

令和五年六月六日

変

更

前

変

更

後

年変 月 日 更

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 塚本徹秋田県大館市清水四工株式会社伊徳

丁目

四

の 五.

変更なし

青 森 県 報 模小売店舗の変更の届出があったので、 項の規定により次のとおり公告する。 2 1 3 2 大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 弘前市大字浜の町西一丁目五の二一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 いとく浜の町店 令和五年二月六日 言語 第一リース株式会社 秋田県大館市清水四丁目四の 株式会社伊徳 記載事項 提出先 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 意見書は、日本語により記載すること。 青森県商工労働部商工政策課 代表取締役 大規模小売店舗の変更の届出 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所 意見及びその理由 塚本徹 吉田勝彦 (平成十年法律第九十一号) <u>一</u> 五 同条第三項において準用する同法第五条第三 青森県知事 第六条第一項の規定による大規 三 村

> |代表取締役||河合映治||岐阜県大垣市外渕二丁目三八||株式会社セリア 代表取締役 櫻井清 青森市三内字玉作二の七二 株式会社丸大サクラヰ薬局 代表取締役 今寿 青森市大字三内字玉作二の七二 株式会社丸大サクラヰ薬局 変更なし 四・和 五・元

四 届出年月日

令和四年十二月二 一十三日

五. 届出書の縦覧

場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2

期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

時間

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

申

吾

六

意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

る。

提出期限

2 提出先

令和五年六月六日

青森県商工労働部商工政策課

3

記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和五年二月六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事

三

村

申

吾

弘前市大字一町田字村元七一四外 ツルハドラッグ弘前岩木店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 伊藤光博 の二 東京都千代田区飯田橋二丁目 東京都千代田区飯田橋二丁目 変 更 前 八 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 伊藤光博の二 の二 変 更 後 三令二 年変 月 日更

届出年月日

四 届出書の縦覧 令和四年十二月二十八日

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 弘前市役所にあっては、 その執務時間内とする。

Ŧī. 意見書の提出

る。 0) ため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができ

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 同条第三項において準用する同法第五条第三 第六条第一項の規定による大規

令和五年二月六日

青森県知事

三

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ八戸沼館

八戸市沼館四丁目一の一八六

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 伊藤光博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 宮城県名取市上余田字千刈田株式会社エコプラス 代表取締役 小林喜夫巳東京都江東区豊洲五丁目六の五株式会社オートバックスセブン 変 今井茂 更 前 代表取締役 堀井勇吾東京都江東区豊洲五丁目六の五一株式会社オートバックスセブン 変更なし 変 更 後 _四令 ・和 年変 月月月

3

時間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

2

期間

六

意見書の提出

ただし、

八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

意見書は、

日本語により記載すること。

3

記載事項

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

及び住所

青森県商工労働部商工政策課

2

提出先

令和五年六月六日

る。

提出期限

0)

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

(4)

代表取締役 矢野靖二四の一四の一四 矢野靖二 大島県東広島市西条吉行東一丁目株式会社大創産業

変更なし

几

届出年月日

Ŧī.

届出書の縦覧

令和四年十二月二十三日

1

場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

青森県知事

三

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 辻田泰徳東京都千代田区麹町五丁目芙蓉総合リース株式会社 変 更 前 0) 代表取締役 織田寛明東京都千代田区麹町五丁目芙蓉総合リース株式会社 変 更 後 0) ^四令 ·和 ^严 年変 月 日更

三 届出年月日

1 場所

期間

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

令和五年二月六日から同年六月六日まで

ただし、 五所川原市役所にあっては、その執務時間内とする。

る。 提出期限

2

令和五年六月六日

青森県商工労働部商工政策課

模小売店舗の変更の届出があったので、

同条第三項において準用する同法第五条第三

第六条第一項の規定による大規

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)

大規模小売店舗の変更の届出

四 届出書の縦覧

令和四年十二月二十三日

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができ

2

五. 意見書の提出

1

提出先

	3
-)	→ -•
ya.	記載
ま	75/
L ±	事而

- 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (\equiv) 意見及びその理由

四 ・和 六

四 二三 4

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一 同条第三項において準用する同法第五条第三 号 第六条第 一項の規定による大規

·和五年二月六日

青森県知事 三 村 申

吾

アクロスプラザ黒石 大規模小売店舗の名称及び所在地

石市富士見一〇九の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役は	変
辻区ス 田麹株 泰町式	更
徳五会 一日一の一	前
代表取締役織は	変
概田寛明 の機式会社	更
日一の一	後
四令 · 和 四· 一	年変 月 日更

代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表取締役 伊藤光博の二 お子代田区飯田橋二丁目一八下株式会社

変更なし

'表取締役

伊瀬幸郎

0)

変更なし

代表取締役 石黒靖規 化表取締役 石黒靖規 変 更 前 変更なし 変 更 後 年変 月 百更

> 代表取締役 内山誠一日八の一年車県神戸市中央区港島中町六丁 京兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 京 代表取締役 矢野靖二四の一四の一四 大島県東広島市西条吉行東一株式会社大創産業 代表取締役 町野雅俊 六 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の 株式会社チヨダ 代表取締役 鈴木貞男 三五の二二 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 株式会社NHC 岩手県釜石市上中島町二丁目株式会社トータル・リユース 代表取締役 荒川孝男 弘前市大字末広二丁目二株式会社横浜ファーマン 弘前市大字土手町成田孝之 代表取締役 三浦建彦八戸市大字長苗代字前田八三の株式会社ユニバース 四 ニシのし 0 丁 0 Ė 弘前市大字親_古成田孝之 代表取締役 大久保勝之弘前市大字末広二丁目二の株式会社横浜ファーマシー 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 方町 二八 八の三 0

四 届出年月

弘前市大字泉野三丁目四工藤久敦

の

変更なし

令和四年十二月一 一十三日

Ŧi.

届出書の縦覧

1

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2

時間

3

令和五年二月六日から同年六月六日まで

ただし、黒石市役所にあっては、その執務時間内とする。

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

る。 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限 令和五年六月六日

提出先

3 記載事項

青森県商工労働部商工政策課

意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

4

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 \equiv 村 申

吾

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目 一の一、一の二

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変
更
前
変
更
後
年変月 日更

三 届出年月日

令和四年十二月二 十三日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

五.

意見書の提出

る。

提出期限

令和五年六月六日

2

提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

名

代表取締役 辻田泰徳東京都千代田区麹町五丁目芙蓉総合リース株式会社

0)

代表取締役 織田寛明東京都千代田区麹町五丁目芙蓉総合リース株式会社

0)

^四令 ・和

十金 和 田 輝

市東十四番町四の

四の六

変更なし

十金京 田沢

市 東 十三

番町

 \bigcirc

Ŏ)

六

変更なし

変更なし

代表取締役 伊藤光博の二 中本代田区飯田橋二丁目一八下株式会社

変更なし

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 同条第三項において準用する同法第五条第三 第六条第 一項の規定による大規

令和五年二月六日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

和田複合商業施設

和田市東一番町七の一一 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏

代表取締役 赤坂安信三沢市大町一丁目八の九株式会社エーワン・トゥ 代表取締役 三浦建彦八戸市大字長苗代字前田 株式会社ユニバース 変 更 八三 前 の 変更なし 変 更 後 年変 月 日更

										_ //6	
										三	
代表取締役 川上玲子十和田市穂並町一〇の六二	代表取締役 木村公保 弘前市大字百石町九 株式会社ラグノオささき	代表取締役 大島康弘 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 株式会社プラザクリエイト	代表取締役 葛西まゆみ 不限会社四次元ポケット	代表取締役 冨澤昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町八の六 株式会社メガネトップ	代表取締役 大池勇気 上北郡東北町字上笹橋三の四六 有限会社大池商店	代表取締役 矢野靖二四の一四	代表取締役 貞方宏司 東京都府中市若松町一丁目三八の東京都府中市若松町一丁目三八の	代表取締役 三浦建彦 八戸市大字長苗代字前田八三の一株式会社ユニバース	変更前	大規模小売店舗におい	代表取締役・小林辰夫群馬県高崎市栄町一の一株式会社ヤマダデンキ
変更なし	変更なし	代表取締役 新谷隼人 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 株式会社プラザクリエイト	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更後	て小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の	代表取締役 上野善紀群馬県高崎市栄町一の一株式会社ヤマダデンキ
		_四 令 ・和 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							年変 月 日更	者の氏名	四令 · 和 吗· 一

六

意見書の提出

代表取締役 小林辰夫群馬県高崎市栄町一の株式会社ヤマダデンキ

代表取締役 上野善紀群馬県高崎市栄町一の株式会社ヤマダデンキ

四 ・和 呼・

四 Ŧī. 届出年月日 令和五年一月

九日

届出書の縦覧 場所

1

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

期間

2

3

時間

令和五年二 一月六日から同年六月六日まで

ただし、十和田市役所にあっては、

午前八時三十分から午後五時十五分まで

その執務時間内とする。

0 ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。

提出期限 令和五年六月六日

2

提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、

同条第三項において準用する同法第五条第三

令和五年二月六日

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事

三

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホーマック長苗代店

八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 伊藤光博 の二 東京都千代田区飯田橋二丁目 東京都千代田区飯田橋二丁目 変 更 前 八 代表取締役 伊藤光博の二 ト株式会社 日本の二 大和ハウスリアルティマネジメン 変 更 後 三令二和 年変 月 日更

令和四年十二月二十三日

三

届出年月日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

Ŧī. 意見書の提出

る。 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 1 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 提出期限 意見書を提出することができ

令和五年六月六日

2

提出先

青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項
- 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

言語 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円